

骨粗しょう症の早期診断・治療で 骨折による寝たきりを予防しましょう！

問合せ 健康増進課 ☎(42) 8421・FAX(42) 2130

骨粗しょう症は、圧倒的に 50 歳以上の女性に多く、閉経による女性ホルモンの減少により骨がスカスカになり、骨折しやすくなる病気です。最初は自覚症状がありませんので、骨折して医療機関を受診して初めて見つかることが多い状況です。

市内における要支援・要介護認定者の「介護が必要となった主な原因」の 1 位は「骨折・転倒」でした。

気になるサインがある人、65 歳以上の女性で一度も検査をしたことがない人は、積極的に医療機関に相談することをお勧めします。

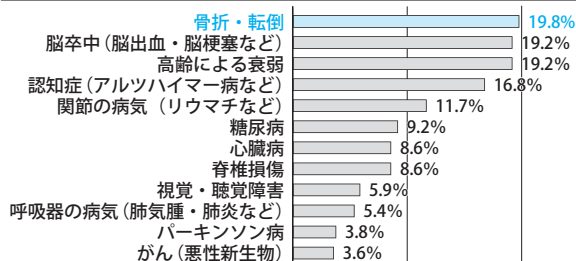
気になる 3 つのサイン

- 身長が縮んだ
- 腰や背中が丸くなった
- 腰や背中が痛い

※ほかにも、気になる症状があったら、必ず医療機関を受診しましょう。



幸手市における介護が必要となった主な原因



資料：平成 26 年度要支援・要介護認定者調査

骨粗しょう症の診断・治療を受けることができる市内医療機関

受診の際には、各医療機関へ必ず事前にお問い合わせ・ご相談ください。(50 音順)

医療機関名	住所	電話番号	1.検査		2.治療
			①	②	
秋谷病院	中 4-14-41	(42) 2125		○	○
いいじまクリニック	幸手 2061-2	(40) 5100		○	○
飯村医院	中 3-1-11	(42) 0206		○	○
石塚医院	北 3-10-20	(43) 7777		○	○
いわさきハートクリニック	南 3-11-20	(44) 3810		○	○
久我クリニック	中 5-9-17	(40) 3105		○	○
斎藤医院	中 1-13-31	(42) 9858		○	○
さくら整形外科	上高野 250-6	(42) 0878		○	○
高梨クリニック	下川崎 33-1	(43) 5522			○
のうみクリニック	幸手 5264-1	(42) 7233			○
野口内科小児科医院	南 2-4-9	(42) 0123		○	○
東埼玉総合病院	吉野 517-5	(40) 1311	○		○
東内科小児科医院	中 3-8-10	(42) 0409		○	○
堀中病院	東 3-1-5	(42) 2081	○		○
益山クリニック	北 3-1-3	(40) 5511		○	○
むさしのメディカルクリニック	幸手 2807	(40) 6001	○		○
ワイズレディスクリニック	上高野 1978	(44) 0555			○

(平成 29 年 11 月 30 日現在／北葛北部医師会 協力)

(表の見方)

1. 検査実施医療機関

- ①：介護が必要となる原因となりやすい足の付け根(大腿骨頸部)や背骨の状態を精密検査(DEXA法：微量のX線による)をすることができる医療機関
- ②：①以外の部位や方法(DEXA法により腕の骨密度や超音波によるかかとの骨密度など)で検査をすることができる医療機関

2. 治療実施医療機関

骨粗しょう症について、必要な治療を受けることができる医療機関

幸手都市計画の変更にあたり、都市計画法第 17 条に基づく都市計画の案の縦覧を行います。
なお、この計画の案に対して意見書を提出することができます。

● 都市計画の案の縦覧

内容	①幸手都市計画用途地域の変更【幸手駅西口地区】 ②幸手都市計画防火地域および準防火地域の変更【幸手駅西口地区】 ③幸手都市計画地区計画の変更【幸手インターチェンジ東側地区】 ※いずれも市決定
期間	1 月 12 日(金)～ 26 日(金) ※土曜・日曜日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
場所	都市計画課（市役所第二庁舎 1 階） まちづくり事業課（幸手駅西口土地区画整理事務所） ※③は都市計画課のみ ※市ホームページ (http://www.city.satte.lg.jp/) でも閲覧可

● 案に対する意見書の提出

対 象	市内在住の人および利害関係人
提出方法	持参または郵送
意 見 書	意見書の様式は各縦覧場所で配布 ※市ホームページからもダウンロード可
期 限	1 月 26 日(金)午後 5 時 15 分(必着)
提 出 先	都市計画課（市役所第二庁舎 1 階） まちづくり事業課（幸手駅西口土地区画整理事務所） ※③は都市計画課のみ

問合せ 都市計画課 ☎(43) 1 1 1 1 内線 5 6 4・5 6 5
FAX (43) 7 6 5 6

幸手都市計画の案の 縦覧について

都市計画審議会の開催

上記の内容に係る都市計画審議会を右記のとおり開催します。

この会議はどなたでも傍聴することができます。

日 時	2 月 7 日(水)午後 2 時から
場 所	市役所本庁舎 3 階第 1 委員会室
内 容	上記①～③について
傍聴手続き	当日の午後 1 時 30 分までに必ず本人が受付けをしてください。なお、定員 10 人を超えた場合は抽選となります。

「近所でごみを燃やしている臭いがする」「洗濯物が汚れてしまった」など、ごみの野外焼却(野焼き)に関する苦情が市に多く寄せられています。ごみの野外焼却は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により、一部の例外を除いて禁止されています。産業廃棄物だけでなく、家庭から出る生ごみや枝木などの一般廃棄物も同様に野外で焼却することはできません。ドラム缶、ブロック囲い、穴を掘った焼却などのほか、一定の構造基準を満たしていない焼却炉を使用して焼却すると、煙や悪臭などで近隣住民のみなさんの日常生活に迷惑をかけたり、ダイオキシンなどの有害物質を発生させる原因になりますので、野外焼却(野焼き)は禁止されています。

野外焼却(野焼き)は法律で禁止されています

問合せ 環境課
☎(48) 0331
FAX (48) 2226



みなさんが快適で暮らしやすい環境を維持していくためにも、ごみはきちんと分別し、決められた方法で処分するよう、徹底をお願いします。

なお、つぎのような焼却は一部の例外として禁止されてはいませんが、煙などの発生により近所迷惑となる可能性がありますので、やむを得ず行う場合は、時間帯や風向きなどに注意を払うなど、周辺環境に十分配慮してください。

- ・ どんど焼きやお焚き上げなどの風俗習慣上の行事を行うために必要な焼却
- ・ 稲わらの焼却など、農業などを営むために、やむを得ないものとして行われる焼却
- ・ 廃棄物処理法の処理基準に適合した焼却炉での焼却
- ・ 落ち葉焚きや焼き芋など、日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却

※煙や悪臭がひどく、苦情のあった場合は、公害として対応することがあります。